

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月27日

【会社名】 株式会社ヤマタネ

【英訳名】 Yamatane Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山崎元裕

【本店の所在の場所】 東京都江東区越中島一丁目2番21号

【電話番号】 03(3820)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 田崎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区越中島一丁目2番21号

【電話番号】 03(3820)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 田崎一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ヤマタネ関西支店
(兵庫県神戸市中央区港島六丁目3番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

当社は、2023年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1)取締役会の監査・監督機能を強化し、取締役への権限移譲による迅速な業務執行を可能とするため、監査等委員会設置会社へ移行し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることといたしました。このため、監査等委員会設置会社への移行に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等変更を行うものであります。

(2)取締役として有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の変更を行うものであります。

(3)その他、条文の新設や削除に伴い、条数の整備を行うとともに全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として山崎元裕、角田達也、鈴木康道、岡伸浩、仁瓶眞平及び松本裕之を選任するものであります。なお、岡伸浩、仁瓶眞平及び松本裕之は社外取締役であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役として土屋修、内藤潤及び太田律子を選任するものであります。なお、内藤潤及び太田律子は社外取締役であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより、補欠の監査等委員である取締役として山口健一を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円）とするものであります。なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役の報酬限度額を月額5百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	82,017	496	1	(注) 1	可決 98.39
第2号議案					
山崎 元裕	78,731	3,783	-		可決 94.45
角田 達也	78,784	3,730	-		可決 94.51
鈴木 康道	78,787	3,727	-	(注) 2	可決 94.52
岡 伸浩	78,856	3,658	-		可決 94.60
仁瓶 眞平	78,735	3,779	-		可決 94.46
松本 裕之	78,856	3,658	-		可決 94.60
第3号議案					
土屋 修	81,582	932	-	(注) 2	可決 97.87
内藤 潤	68,244	14,270	-		可決 81.87
太田 律子	81,625	889	-		可決 97.92
第4号議案					
山口 健一	81,663	850	1	(注) 2	可決 97.97
第5号議案	81,407	1,101	6	(注) 2	可決 97.66
第6号議案	81,502	1,005	7	(注) 2	可決 97.77

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。